

変 更 理 由

焼津市の公共下水道は、昭和40年に基本構想を策定、昭和43年に基本計画を立案、昭和44年に焼津駅を中心とする既成市街地495haを排水区域として都市計画に定め、以降、市街化の拡大とともに11回の変更を経て、市街化区域において排水区域1,715haを定めている。

公共下水道の整備進捗状況は、令和4年度末で約550haと3割強に留まっており、人口減少や節水意識の向上による汚水量の減少が見込まれる中、公共下水道の整備が進まないことが課題となっている。

このため、全体計画における既排水区域について、国（国土交通省、農林水産省、環境省）が示す「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき、下水道処理系統や地形地物要件などを踏まえ集合処理・個別処理について経済性を含む総合的な比較を行い、排水区域の見直しを実施した。

その結果、集合処理に比べ個別処理の方が経済的に有利な区域を、排水区域から除外するため、本案のとおり都市計画を変更する。

この排水区域の変更に伴い、下水管渠の八楠汚水幹線及び汐入石津汚水幹線を廃止する。加えて、浜通汚水幹線及び大村新屋汚水幹線は都市計画に定める要件である「1,000ha以上の流域を担う主要な管渠」から外れるため、都市計画を廃止する。

また、排水区域変更に伴い下水処理場の必要処理能力が低減されることから、汐入処理場の区域を一部廃止し、石津汚水中継ポンプ場及び梅田汚水中継ポンプ場を廃止する。